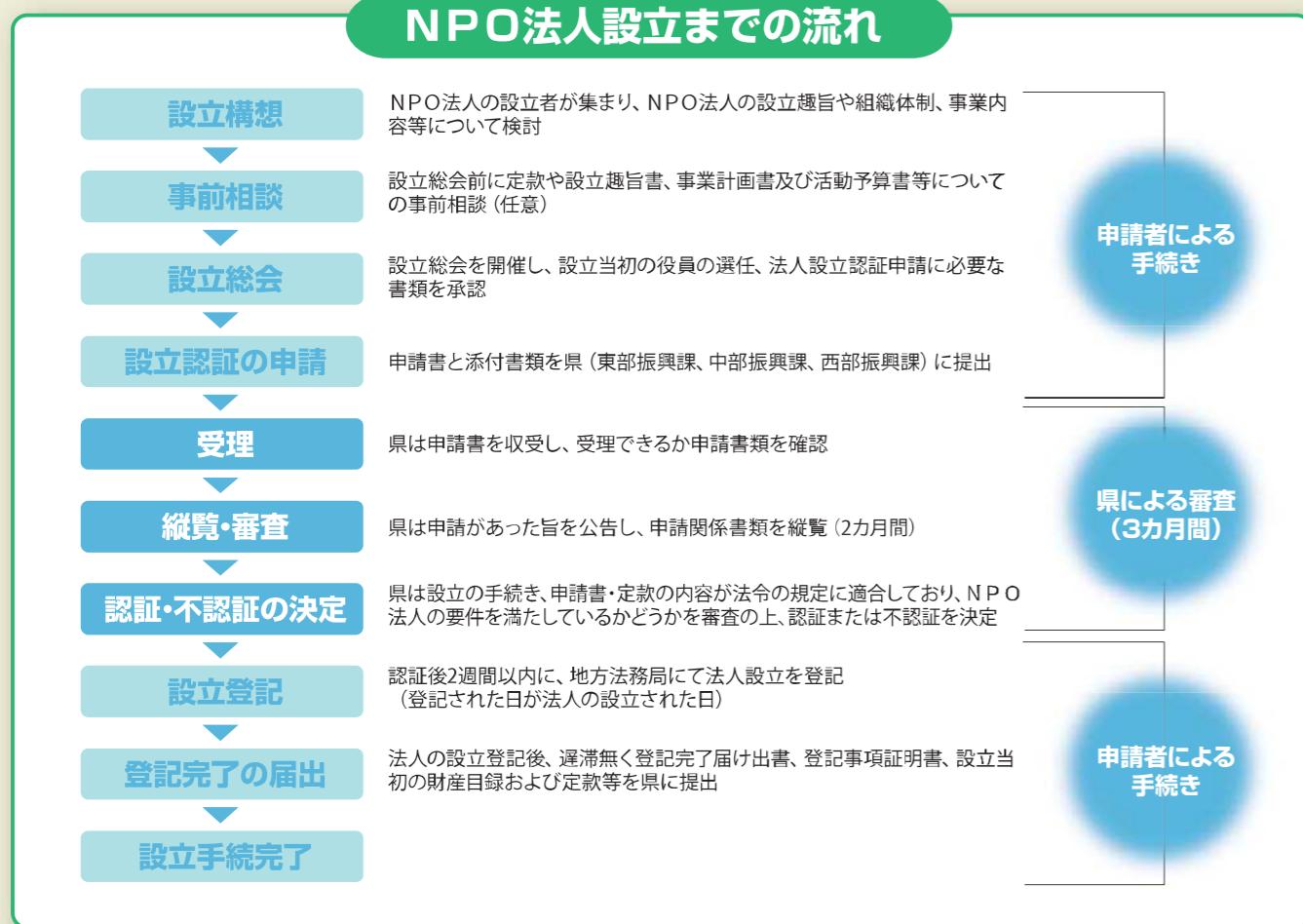


# NPO法人の立ち上げ



**NPO法人の義務等**

法人格取得後は、次のような手続きが必要になりますのでご注意ください。

- 毎事業年度初めの3カ月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、事務所に備え置き、閲覧させるとともに県へ提出すること
- 定款変更の認証申請または届出、役員変更等の届出を県に行うこと
- 登記事項に変更があった場合、地方法務局で変更登記を行うこと(資産の総額の変更、代表権を有する理事の変更、定款変更等)
- さまざまな納税義務が生じるとともに、必要に応じて税務署等へ各種届出を行うこと

## 担当者からひとこと

○立ち上げは大変ですが、「NPO法人について聞いてみたい」など、どんなことでも構いませんのでご相談ください。

○今年誕生したNPO法人は、いずれも自分たちで申請書類を作成された法人ばかりです。申請書類は、通常、事前のチェックを経て受理させていただいているので、お気軽にご相談ください。

**NPO法人設立認証申請の窓口**

東部	県庁地域振興部東部振興監 東部振興課 ☎0857-26-7969
中部	中部総合事務所地域振興局 中部振興課 ☎0858-23-3177
西部	西部総合事務所地域振興局 西部振興課 ☎0859-31-9694

※一般財団法人とどり県民活動活性化センター(電話0858-24-6460)でも、NPO法人設立に関するご相談などを受け付けています。

○NPO法人の設立は手間がかかりますが、手順を追って行えば比較的容易にできます。ただし設立後は、法人としての義務を果たしながら活動を継続させていくことには困難も伴います。目的をしっかりと持って仲間づくりをするとともに、将来のビジョンを見据えて法人設立をご検討ください。

NPOは、Nonprofit Organizationという英語の略称で、日本語では「民間非営利組織」といいます。

営利を目的とする株式会社や有限会社などと異なり、非営利で自発的な社会的活動を継続して行う団体のことを指します。また、NPOのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に定められた要件を満たしていることが確認され、法人格を取得したNPOのことを特定非営利活動法人(NPO法人)といいます。

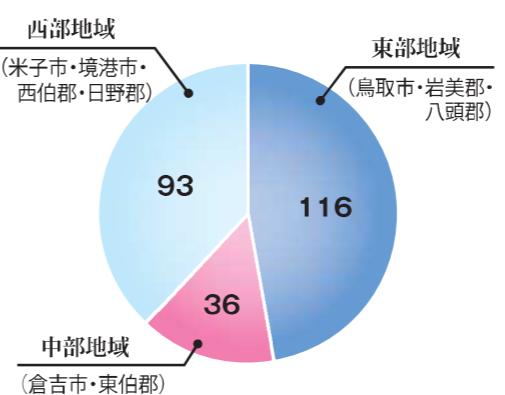
## NPO法人になるための条件

- (ア) NPO法に定める特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- (イ) 営利を目的としないこと（利益を社員で分配しないこと）
- (ウ) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- (エ) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- (オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- (カ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- (キ) 暴力団若しくはその構成員等の統制下にある団体でないこと
- (ク) 10人以上の社員(議決権を有する正規のメンバー)を有すること



## 県内のNPO法人認証状況 (2014年1月31日現在)

### NPO法人地域別分布数 (245団体)



### NPO法人数の推移 (245団体)

